

# 弘前学院大学社会連携推進会議規程

## (設置)

第1条 弘前学院大学と地域社会との連携を推進するために、弘前学院大学社会連携推進会議（以下「社会連携推進会議」という。）を置く。

## (目的)

第2条 社会連携推進会議は、本学が定める「弘前学院大学の社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、行政機関・諸団体、企業及び他大学等の学外機関との連携・協力、また教育・研究成果の発信・普及による社会への寄与等を推進することを目的とする。

## (業務)

第3条 社会連携推進会議は、目的達成のために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携・社会貢献事業の基本方針に関すること。
- (2) 大学・地域コンソーシアム、地域の諸団体、行政機関、企業等との連携に関すること。
- (3) 教育委員会、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、支援学校等との連携に関すること。
- (4) 教育・研究成果の社会への発信、普及活動に関すること。
- (5) ボランティア活動、地域におけるフィールドワーク等、学生の学修・課外活動の推進に関すること。
- (6) 生涯学習の普及、充実に関すること。
- (7) その他社会連携推進の目的達成のために必要な事項。

## (組織)

第4条 社会連携推進会議は、次の各号の者をもって組織する。

- (1) 社会連携推進会議委員長（以下、委員長と言う。）
- (2) 社会連携推進会議委員（以下、委員と言う。）
- 2 学長が必要と認めるときは、社会連携推進会議に副委員長（以下、副委員長と言う。）を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、社会連携推進会議の運営に必要な教職員を置くことができる。

## (委員長)

第5条 委員長は、本学の教員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、社会連携推進会議の業務を掌理する。

## (副委員長)

第6条 第4条第2項に基づき副委員長を置くときは、本学教職員のうちから、委員長の推薦を受け学長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(委員)

第7条 委員は、次の各号の者とする。

- (1) 各学部から各1名の教員の推薦を受け、学長が指名する者。
- (2) 事務長

(任期)

第8条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、副委員長の任期の末日は、委員長の任期の末日以前とする。

(実務委員会)

第9条 社会連携推進会議の実務組織として、実務委員会を置くことができる。

- 2 実務委員会の構成及び運営等については別に定める。

(事務)

第10条 社会連携推進会議の事務は、総務課が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、社会連携推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2019年5月24日から施行する。

